

## 表彰基準

### 1 栄養改善事業功労者

次の（１）又は（２）に該当する者

- （１） 栄養改善事業の普及向上、栄養士、管理栄養士制度の発展向上、栄養行政に対する協力等に特に顕著な功績があったと認められる者で、当該年４月１日において栄養関係団体の役職従事年数が１０年以上で、年齢が５０歳以上であること。
- （２） 栄養に関する有益な研究、考察を行い、事業の発展に特に顕著な功績があったと認められる者。

### 2 栄養士養成功労者

現に栄養士、管理栄養士養成施設の設立者（法人にあってはその代表者）、施設長又は教職員であって栄養士、管理栄養士養成のため特に顕著な功績があったと認められる者で、当該年４月１日において功績にかかる従事年数が１０年以上（教職員にあっては１５年以上）で、年齢が５０歳以上であること。

### 3 栄養指導業務功労者

現在、栄養士の免許を有する者であって、常に第一線にあって実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で、当該年４月１日において功績にかかる従事年数が２０年以上で、年齢が５０歳以上であること。

### 4 調理師制度功労者

調理師の資質向上、組織活動を通じ調理師制度の発展向上のため特に功績を有すると認められる者で、当該年４月１日において調理師関係団体の役職従事年数が１０年以上で、年齢が５０歳以上であること。

### 5 調理師養成功労者

現に調理師養成施設の設立者（法人にあってはその代表者）、施設長又は教職員であって調理師養成のため特に顕著な功績を有すると認められる者で、当該年４月１日において功績にかかる従事年数が１０年以上（教職員については１５年以上）で、年齢が５０歳以上であること。

### 6 調理業務功労者

現在、調理師の免許を有する者であって、常に第一線にあって実際の調理業務に従事し、かつ指導的立場から調理技術の発展及び調理師の資質向上に特に顕著な功績を有すると認められる者で、当該年４月１日において功績にかかる従事年数が２０年以上で、年齢が５０歳以上であること。

## 7 食生活改善事業功労者

食生活の改善活動を積極的に推進し、特に、顕著な功績があったと認められる者で当該年4月1日において食生活改善関係団体の役職従事年数が10年以上で、年齢が50歳以上であること。

## 8 地区組織

地区住民の健康を保持増進するため食生活改善を積極的に推進して顕著な成果をあげており、かつ他の模範とすべき地区組織であって、当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの。

- (1) 10年以上継続して地区の食生活改善運動を実施していること。
- (2) 地区住民が積極的に参加している自主的な実践活動を通じて住民の食生活改善向上及び健康増進に顕著な貢献をしていること。
- (3) 地区における不合理な食生活や生活習慣を改善して顕著な効果をあげていること。
- (4) 実践活動に創意工夫がなされており、模範的な地区活動を通じて近隣地区に対しても良い影響を与えていること。

## 9 特定給食施設

給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とすべき特定給食施設であって、当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの。

- (1) 特定給食施設としての実績を10年以上有する施設であって栄養改善のための効果が顕著であること。
- (2) 合理的な給食管理組織が確立されており円滑な運営がなされていること。
- (3) 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。
- (4) 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。
- (5) 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果の成績がよく、かつ、過去に行政処分を受けたことのないこと。